

---

◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） おはようございます。

新型コロナ感染症の感染爆発から住民を守るための対策について伺います。

学校現場での定期的なPCR検査の実施について伺います。

新型コロナウイルスの感染が急拡大し、東京都はじめ首都圏では医療が逼迫し、助かる命が助けられない事態になっています。県内でも、最近は若干落ち着いているように見えますが、新規感染者数が過去最高を更新し、クラスターの発生など、日々深刻さを増し、住民の不安が広がっています。

特に、子供への感染力が強いと言われているデルタ株の感染拡大で、子供への感染が増加しています。各地の学校や保育園でクラスターが起きているとの報道に不安を募らせている保護者の方は少なくないと思います。文科省によると、抗原検査の簡易キットを小中学校にも配布するとしていますが、運用の課題もあるようです。

定期的なPCR検査で無症状者を早期に発見して保護する対策で感染再拡大を防ぐことにつながると専門家も指摘しています。国の責任でこうした対策を取ることが今求められていると思いますが、日本は諸外国に比べてもこうした体制が不十分だと言われています。子供の命と健康を守り、学びと発達を保障するためにも、子供と教職員に定期的なPCR検査を行い、無症状者を保護する体制を取るよう、町としても国・県に対し申し入れるべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への置き換わりが進む中で全国的に新規感染者が増加しており、適切にPCR検査を実施することが重要であると認識しております。しかし、定期的なPCR検査を実施することになれば、検査機関に不要な負荷をかけることにもなりかねず、本来迅速な検査及び対応が必要なケースに支障が生じる懸念があります。

ところで現在、ご質問にありました抗原簡易キットという検査方法がありますが、それは、発熱やせきなどの初期症状の疑われる人に対して、迅速かつ簡易に感染の有無を検査できるもので

あります。

その抗原簡易キットの中で、厚生労働大臣から薬事法上の承認を受けたものを、国では全国の小中学校等へ無償配布することとしております。このことから、今後は、その抗原簡易キットを症状が出た人への検査方法の一つとして、町内で活用することを考えているところです。

また、県内の医療機関においては、医師の判断の下、保険適用のPCR検査を受けることが可能になっており、PCR検査を受けやすい状況になっているようです。

このような状況や、現在、町では大曲仙北医師会の医療従事者のご協力の下、新型コロナウイルスのワクチン接種を行っていることも考慮いたしまして、ご質問の定期的なPCR検査の実施などを国や県に申し入れることにつきましては、まずはその必要性について、学校医や大曲仙北医師会と協議を行っていく必要があると考えているところであります。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 抗原キットを活用してということですが、このキットは症状がある人に対して使うというものでありまして、運用に当たってはいろいろ、例えば防護服、防護の、防護道具というんですか、防護服とかの、何ですか、自分で摂取する、そういう体制、場所とか、そういうことがしっかりと確立されていないと大変だとか、あと、子供だとなかなか、小学校4年生以上とかと言っていますけれども、自分で取る体制がなかなか大変なのではないとか、そういう運用上の課題も指摘されているようです。そして、医師会のほうでも、お医者さんにもしっかりと医療体制というか、そういうことも相談しながらやらないといけないという問題もあるようです。

まず、それを活用することはもちろん否定するものではありませんが、PCR検査は症状がない人が行なって、早く感染状況、感染していないということを分かって、差別化するという言葉あれですけれども、保護して、感染を広げないという、そういう対策ですので、なかなか日本の場合、このPCR検査を大々的にやるということが不足してきているということは、多くの方々、お医者さんでも専門家でも指摘されていることであります。

それで、町として実際何かできる範囲というのは、感染症は県の対応ですので限られていると思いますし、国に対してやっぱり、国がもっとこういうことを広くやっていくということがすごく、今こういう広がりの中では大事だということが指摘されておりますので、教育長も大切さは認識しているということでしたので、ぜひこういう体制を国に早急に確立するように要望していくということが今本当に求められていることだと思います。そういう点をぜひ早急に国がそれを

進めていくという体制を、いろいろ声を上げていくというところが大事だと思ってこういう質問をしたところですので、もう一度ご答弁を、そこら辺をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

抗原簡易キットの検査の実施に当たっては、国からの通知では、各学校において学校医や地域の医療機関と連携し、検査実施のための体制、環境を整備するという事で、医師会なりの指導の下でこれは行くと。ですから、教職員が単独で学校でやれるという簡単なものではないということでもあります。

そうしますと、その抗原簡易キットを検査するに当たっても、様々なそういう体制づくりということでの労力が必要であり、医師会あるいは学校医の協力ができないというものであります。

また、ご承知のように、先ほどご答弁しましたけれども、PCR検査、もう定期的に検査するといった場合に、これも大変、医師会や医療従事者には多くの業務が課せられる、そしてやらなければならない。それをやれる医療体制の状況があるのかどうかということが、国でやれやれと言っても、なかなか地域の医療の当事者が、その体制が整っていないとこれはなかなか進まないというのがワクチン接種を見てもお分かりになるところだと思います。

現在、医療従事者の皆様方にはワクチン接種に多大なるご協力をいただいて、そちらに注力しているということもある中では、なかなかそのところとのお互いの同意なり理解が得られない中では、こちら教育委員会として単独に県や国へ要望するというようなこともなかなか難しい状況かなということを考えているところであります。

そういう点で、先ほどご答弁したように、まずは学校医や医師会等との協議を重視して取り組んでいきたいと考えているところであります。以上であります。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） コロナ感染は、半数が無症状感染者からであり、無症状感染者の発見と保護が感染対策に欠かせません。このことを政府が無視してきたことが事態の悪化を招いた一因だと思います。

コロナ感染を終息させるためには、大規模な検査の徹底が必要です。もちろん国の責任で行なわなければなりません。町として、発熱外来とは別に、感染の心配がある場合、誰でも気軽に安価な検査ができる体制づくりができないか伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

県では、新型コロナウイルスに関し、発熱等の症状がある場合の相談・受診方法について県のホームページに掲載しており、発熱等の症状が生じた方でかかりつけ医がある場合は、受診前に必ずかかりつけ医に電話相談し、かかりつけ医で診療・検査ができない場合は、診療等が可能な医療機関を紹介してもらい受診することとなっております。

また、かかりつけ医がない場合や、感染したかもしれないなど不安に思う方は、あきた新型コロナ受診相談センターへ電話相談し、診療等が可能な医療機関を紹介してもらい、受診することとなっております。現在、診療検査医療機関として253施設で診療・検査が可能とのことです。

これらの検査費用については、医師が必要と判断した場合、都道府県等が指定する医療機関においてPCR検査等を実施した場合は、検査費用の自己負担はないこととなっております。

また、厚生労働大臣から、薬事法上の承認を受けていない、ドラッグストア等で販売されている研究用抗原検査キットについては、令和3年2月25日付、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症の研究用抗原検査キットに係る留意事項についての事務連絡の中で、法律に基づく承認を受けたものではなく、性能等が確認されたものでないこと、また、新型コロナウイルス感染症の罹患の有無を調べるために、消費者の自己判断により新型コロナウイルス感染症の罹患の有無を調べる目的で使用すべきではないとしており、発熱等の症状がある方は医療機関等に相談し、発熱の症状がない方で検査を希望する場合には、自己負担で受ける検査を提供する医療機関を受診する旨の周知依頼がされております。

これらのことから、感染の心配がある場合には、県が示す相談・受診の方法により医療機関等適切に検査・診療できる機関の下で行うことが適当であり、議員ご提案の町としての体制づくりは考えておりません。町としては、引き続きこれらの情報発信、相談等についてしっかりと対応し、町民の不安軽減等を図ってまいりたいと存じます。

なお、自己負担に係る検査については、県において、中小企業等の従業員が業務出張後に自費によるPCR検査を受けた場合、その費用の一部を補助する制度が設けられており、この制度を活用することで費用負担の軽減も図られるものと考えております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 放課後児童クラブについて伺います。

放課後児童クラブの利用者の増で密を心配する声が出ています。3密とならないよう、より広い場所を保障するなど、柔軟な対応が必要だと思えます。

コロナ禍での密回避のための対策について伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、今年度の放課後児童クラブの6月と7月の利用実態についてであります。一番利用者が多い日の人数は、めだか児童クラブが定員70名に対して61名、わくわく児童クラブが定員130名に対して87名、仙南っ子児童クラブが定員120名に対して73名でありました。それぞれの定員に対しての利用率は、87%、67%、61%となっております。

その放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、町教育委員会ではこれまで網戸設置工事や、空気清浄機、オゾン除菌・脱臭器、二酸化炭素濃度測定器等の配備をしてきたところであります。

さて、ご質問の密の回避についてであります。各放課後児童クラブでは、天気のよい日の遊びの時間に外遊びを取り入れ、夏休みなど長期休業中に小学校のプールや体育館、図書館を利用するなど、できるだけ広い空間での活動を行うようにしております。また、密閉状態を避けるため、各クラブとも1時間ごとに空気の入替えを行い、さらに二酸化炭素濃度測定器の数値が1,500ppmを超える場合には直ちに換気を行うように、支援員が常に配慮しているところです。

そして、子供たちには、放課後児童クラブが集団で生活する場であるので、マスクの着用と手洗い、うがいを励行することや、せきやくしゃみの際にはハンカチなどで口や鼻を押さえること、友達との距離に気をつけることなどを指導しております。また、体の調子が悪い場合には我慢せず申し出るよう伝え、支援員も子供たちの様子や態度、顔色などの状態をよく観察するように気をつけているところです。

町教育委員会といたしましては、このような各放課後児童クラブの取組を今後も支援しながら、子供たちが安全で安心して過ごせる生活の場の提供に努めてまいります。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） いろいろ対策を取られているということでもありますけれども、わくわくのほうでの低学年のほうで、やっぱり学年によって仕切っているんで、そこがすごく密になって、その日にもよるとは思いますが、利用状況によるとは思いますが、そういうことで

何か少し密になって、大変足の踏み場もないと、そういう状況のときもあるということで、ご心配の声も出されていました。

ですから、なかなか広い場所に移ってやるとかという体制は整うことができないのかもしれませんが、そこら辺はどういう状況なのでしょう。伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

わくわく児童クラブにおいては、現在のところ、小学校のすぐ横にある第1わくわく児童クラブのほうは低学年が使用、そして、旧児童館、小学校からちょっと離れたところにあるその児童館のほうを高学年が使用すると、第2わくわく児童クラブというような形で運用しているところがあります。

ご指摘の点で、低学年のほうでかなり人数の多い教室が出ているということで、その低学年のところでは若干それを、1年生、2年生、3年生という分け方ではなくて、柔軟に入れ替えて調整をしているということで、その辺のところは工夫し対応はしているところがあります。

なお、そういう放課後児童クラブの登録が県のほうに申請をして承認されたということで、一応、低学年、高学年の枠が補助対象のそういう施設の認定ということで固まっていますので、年度途中で低学年の子供たちを第2のほうの高学年のほうに運用で移すという形での変更が、年度途中はできにくい状況であります。そういう点で、来年度に向けてであります。県のほうと協議をしまして、学年の配置を第1と第2で低学年、高学年という分け方ではなくて、例えば、1、3、5年が第1で、2、4、6年が第2とか、その辺のところは放課後児童クラブの利用児童数に応じてうまく調整できないかということは検討課題として考えているところがあります。

ただ、そういう一応きっちり認定されている事業でありますので、県のほうの承認でその辺の理解を得られなければということがありますので、その辺はこれからの研究課題にしていきたいと思っております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 来年度に向けてぜひ検討、実施できるようにしていただきたいと思えます。

次の質問です。

長引くコロナ危機の下で中小業者は苦境に陥っています。減少した売上げを補うことは、商売の継続や事業主の生活のみならず、従業員の雇用を守る上でも必至です。

これまで国が行なった持続化給付金や家賃支援金は1回のみであり、感染拡大と緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返される下では不十分です。事業者支援給付金や低所得者支援給付金など国や県に求めると同時に、町としてもさらなる支援策を行なうよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、事業者への支援策についてですが、これまで町では、事業継続を支援する事業継続支援金の給付のほか、感染症対策環境整備支援事業による補助金交付など、5つの事業において事業者支援を行ってまいりました。また、事業者の売上増加に直結する地域応援券の全町民への給付やプレミアム応援券の販売を実施してきているところです。

今後の事業者支援についてですが、先月から今月にかけて、電話調査により町内の7業種25事業者に現在の景況感の聞き取りを行ったところ、令和元年度と比較して売上額が減少したのは5業種17事業者となっており、その理由として新型コロナウイルス感染症の影響が大きいとの回答を得ております。全体的には、幅広い業種で影響を受けておりますが、影響が少ない業種も見られ、業種によって景況感が異なる結果となっております。

このような状況を踏まえ、町では今後、事業収入が一定程度以上減少している事業者への支援は必要と考えており、県が今後実施する事業者支援策を踏まえながら、町独自の支援策について、適切な時期に実施してまいりたいと考えております。

次に、低所得者への支援についてですが、令和2年度においては、国の施策の子育て世帯への臨時特別給付金として対象児童1人当たり1万円の支給、同時に本町の施策である美郷町子育て世帯応援給付金として対象児童1人当たりさらに1万円を加算して支給しております。

また、今年度は、県の事業である新型コロナウイルス対策生活応援事業において、対象世帯1人当たり1万円の商品券、また、国の施策である美郷町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業では対象児童1人当たり5万円を支給しているところであり、昨年度に引き続き、子育て世帯及び生活困窮世帯に対して支援が実施されているほか、さきにも述べましたが、町としても、全住民を対象に1人6,000円の地域応援券を交付するなどの生活支援策を講じてきたところです。そのため、現在のところ新たな支援策は考えておりません。ただし、今後大きな状況変化が生じた場合は、その状況に応じて別途考えてまいります。

こうしたことを踏まえ、現在のところ国や県に対する追加対応の要望も考えておりませんが、

町の取組と同様の考え方で、今後大きな状況変化があり、さらなる対策の必要性が生じた場合は、状況に応じた内容で国、県に要望してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 学校給食の無償化については、子供の貧困対策や子育て世帯の経済的負担を軽くして若者定住につなげるなどの観点からこれまで求めてきましたが、長引くコロナ禍で景気の低迷が家計にも大きく影響してきています。

コロナ禍の下での経済支援策として、五城目町のように、小中学生の保護者に給食費を全額支援として無償とする、こういう対策を今こそ打ち出すべきではないかと考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校給食費についてであります。学校給食法にその規定があり、保護者が負担する学校給食費は全て学校給食用の食材費にのみ使用することとされております。このことの主な理由としましては、保護者には食事提供も含めて子供の養育義務があることと、給食を提供しない学校もあることなどが挙げられます。

現在、子育て世帯においては、コロナ禍での経済的負担が大きくなっていると考えられます。そのため町では、子育て世帯や生活困窮世帯への支援策として、それぞれ要件は異なりますが、児童1人につき5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金事業や、対象者1人につき1万円の商品券を支給する美郷町新型コロナウイルス対策生活応援商品券事業などにより、子育て世帯への支援を行っているところです。さらに、収入が減少しているなどの理由で学校給食費を支払うことが困難な家庭には、就学援助費の中で給食費分の助成を行っております。

このようなことから、現在のところ学校給食の無償化は考えておりませんが、今後急激な新型コロナウイルスの感染拡大等により社会環境の急激な変化が見込まれる場合には、新型コロナウイルス関連の支援策として検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 昨年度実施し大変喜ばれました大学生等への現金給付について、再度実施するよう求めるものです。

コロナ感染拡大が長期化し、首都圏での深刻な状況を見れば、再度の現金給付による支援が必要だと思います。全国では、実家を離れ一人暮らしを始めて、コロナのため大学では対面授業がなくなり、友達もできず、誰にも頼れない、バイトがないので生活費や学費を賄えないなど、全国大学生協連のアンケートで深刻な実態が示されています。また、バイトを探してもなかなか見つからないなど、将来に不安を抱える学生の様子が明らかになりました。

こういうことからして、ぜひまた大学生等への現金給付の支援策を行なうべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

大学生等への現金給付の支援を行うことについてであります。町では昨年度、新型コロナウイルス関連支援事業として、町出身の大学生等を対象にした大学生・高校生等応援給付金事業及び県外大学生等応援事業を実施いたしました。今年度においては、町内に住所登録をしている大学生等に美郷町地域応援券を支給し、町外に住居登録をしている大学生等に美郷町の特産品をお届けする取組をしてきております。

また、経済的な理由により修学が困難な学生等への支援策として奨学金制度の周知を行っているとともに、今年度から新たに奨学金返還助成制度も実施したところであります。

一方、大学生の現状を見ますと、新型コロナウイルスのワクチン接種も徐々に進んでおり、新しい生活様式の下で、大学生生活が再開されてきている状況もあるようです。そして、多くの大学生は、コロナ禍の環境変化に一定程度対応してきているように見受けられ、昨年とは異なった状況になっております。そのようなことから、ご質問の再び現金給付の支援を行うことについては、現在のところ考えておりません。

ただし、今後、ウイルスの変異などにより取り巻く環境に大きな変化が生じ、大学生の生活等に新たな対応が必要になった場合には、支援策等について検討してまいります。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 今後の変化によってということで、以前の質問のときも、町長そのように答えておりますけれども、一定程度の以前とは違った大学生生活を送れているということでありましたけれども、授業もなかなか対面ができないということ、それから、先ほども言いましたけれども、収入が減ってきている、バイトがなかなかない。それから、遠く、まず親元を離れて暮

らしているという方々の中には、不安を抱えてだんだん落ち込んできている、そういう実態も若者の大学生への調査などで、メンタルといいますか、そういうところで大変な状況の実態なんかも報道されていきました。そういうことからすると、やっぱりちょっとこの首都圏での深刻な状況、首都圏だけではありませんけれども、そういうところの感染爆発の状況を見ると、やっぱり前とは状況が変わってきているのではないかと私は思います。

そこら辺、認識の違いかもしれませんけれども、そういうことで、新聞報道にありました、五城目町とかにかほ市などでも手厚い支援をするということで報道されておりました。それで、将来に不安を抱える学生が、元気がなくなっているときに、やっぱり出身地からそういう支援策が届いたとなれば元気を与えることにもつながると思いますので、今後の大きく変わればという認識でありましたけれども、ぜひ今回で、今回大きく変わっていると私は思うんですけども、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまの再質問にお答えいたします。

前は、大学には行かないでオンラインでの授業というようなことが、ほとんどの大学が昨年でありましたが、県内の大学等聞いても、対面授業、全部でなくても入れているという形にかなり変わってきていると。首都圏の大学でもそういう部分は昨年とは違って、全部が対面ではないんですけども、徐々に変わってきているなということ等はこちらでも聞いているところであります。

そうした中で、メンタル面や不安を持っている大学生の皆さんというのも、個々の状況を見ますとそういう方もおられるとは思いますが、一方では、先ほど答弁しましたように、こういうコロナ禍の生活に慣れて、またたくましくというか、元気に今年度過ごしているようにも聞くような話もあります。

その辺のところは、なかなかトータルとしての実態、状況把握というのは難しいことではありますが、引き続き状況を注視、その辺のところについては情報収集なり注視をしていながら、大きく変わったなど、より大変になったなどという状況判断のときは、先ほど述べたように、再検討するというところで考えているところであります。以上であります。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 昨年来、新型コロナ感染拡大に伴い、外食を中心に米需要が大きく減少しています。コロナ禍の長期化で米の需給環境がさらに悪化し、米価暴落が予想されています。

農家の方々からも心配の声が出されています。

国が責任を持って過剰在庫米を買い取り、生活困窮者や学生への無償米として支給するよう国に求めていくとともに、町としても実施できないか、見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

県ではこれまで、国から提供された需給動向及び適正在庫量等の情報を踏まえ、米の需給バランスによる米価維持に向けて米の生産の目安を提示するとともに、町ではその達成に向けて、関係機関と連携して生産の目安を周知するとともに、加工用米や大豆などへの作付転換を促し、米の需給安定、ひいては米価の安定に取り組んできております。また、生産者においては、収入保険や米・畑作物の収入減少緩和対策制度に加入するなど、米価の影響を小さくするよう対応しているところであります。

さて、ご質問の国が米を買い上げること、そして生活困窮者や学生への無償米としての支給することを国に求めることについてですが、米の在庫対策を求める声は生産者団体等からも上がっております。しかし、国による大量の米買上げや供給は、米の市場に影響を与えるおそれがあるとの観点から、国では慎重な姿勢を取っており、町としてもその考え方は理解するところです。また、仮に実施するとした場合、財源や関連する事業等との整合性の問題から国の施策に広く影響を及ぼすことが考えられ、町としては現在のところ、国に要望することは考えておりません。

また、町で実施できないかのご提案ですが、生活困窮者については新型コロナウイルスに関連した各般の支援のほか、従前から福祉制度で対応しているところですし、学生についても、新型コロナウイルス関連で支援策を講ずるとともに、従前から奨学金制度などで対応策を講じているところですので、町独自の実施についても現在のところは考えておりません。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 国がなかなか、余剰米を買い取る、そういう体制にならないということは承知しておりますが、今、全国知事会などでもこういうことを国に対して要望しております。また、例えば、他のアメリカやヨーロッパなどでは、この余剰農産物を国が買い取り、食料支援とする、こういうことが行なわれております。国に求めていかないということでありましたけれども、米価の危機、この打開のためには、ぜひこういうことを国が実施するようということを求めていくことが、私は今、本当に大事になっているのではないかと思います。

そして、食料支援という点では、先ほどの質問とも重なると思いますが、学生への、今、全国で食料支援をする、また、子供食堂などに食料を支援するという、米を支援するなど、そういう状況が広がっています。

例えば、町としては、これまでも地場産のものを支援することをやられてきましたけれども、県などとも協議しながらそういう対策が取れないかということをお私すごく強く思うわけですので、そこら辺のこと、もう一度ご答弁お願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

知事会の要望は承知しておりませんが、議員のご質問の国が買い上げるという行為は、以前の食糧管理法に戻る話になりますので、そもそも論として、食糧管理制度をなぜやめたのかという原点の議論を抜きに安易に議論するべきではないと認識しております。

加えまして、他国の制度のご紹介ありましたが、日本国において関連施策とのどう整理つけるのかという、一断面、一接点を切り取るのではなくて、全体像を俯瞰して議論しなければいけない大きな問題であると思っておりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、5番、泉 美和子君の一般質問を終わります。